

北九州市立介護実習・普及センター「介護・生活支援ロボット貸出規程」

(目的)

第1条 この規定は、介護・生活支援ロボットの普及を促進するため、北九州市立介護実習・普及センター〔福祉用具プラザ北九州〕(以下「プラザ」という。)が管理する介護・生活支援ロボット機器等の備品を貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(機器の種類)

第2条 貸し出しを行う機器は、プラザが保有、管理する福祉用具・機器のうち別表1のとおりとする。

(貸出対象者等)

第3条 機器は、市内の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等に所属する次に掲げる専門職が、自らの業務のために又は対象とする市民に対して、機器の適合、選定、使用方法の理解を深めることを目的において使用する場合に貸し出すものとする。

- (1) 理学療法士
- (2) 作業療法士
- (3) 看護師(保健師)
- (4) 介護福祉士
- (5) 介護支援専門員
- (6) 福祉用具専門相談員(福祉用具プランナー)
- (7) 介護サービス事業所・医療機関・社会福祉施設における施設長等の管理責任者
- (8) 北九州市及びプラザが特に認めるもの

(申請及び貸出承認)

第4条 機器の借り受けを希望する者・事業所等は、原則として借受日の3月前から前日までにプラザに事前予約を行い、その後(介護・生活支援ロボット)貸出申請書に所定の事項を記載してプラザに提出しなければならない。

2 プラザは、前項の申請を受けて承認又は不承認を決定したとき、(介護・生活支援ロボット)貸出(承認・不承認)書により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(機器の引き渡し)

第5条 前条に規定する承認を受けた者(以下「借受者」という。)に対して、プラザ自らまたは機器製造事業所、もしくは管理事業所が実施する、貸出機器の適切な取り扱いについての指導を受講した後に、これをプラザで引き渡しするものとする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、原則として3週間以内とする。

(使用料等)

第7条 機器の使用料は無料とする。ただし、機器の搬送・設置に要する費用は借受者が負担するものとする。

(貸出取消)

第8条 借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出を取り消すことができる。

- (1) 借受者や仮受目的等が規程に違反したとき。
- (2) 災害、破損等やむを得ない事情が生じた時。
- (3) その他、北九州市及びプラザが必要であると認めるとき。

(管理責任等)

第9条 借受者及び利用者は、貸与物件を常に善良なる注意義務をもって維持管理するものとし、貸与物件を譲渡し、転貸し、申請時の目的以外に使用してはならない。

2 北九州市及びプラザは、貸与物件の故障、貸与物件自体もしくはその取扱いに起因する事故、その他の一切の事由による貸与物件の機能不良により借受者または利用者に損害が生じた場合においても、その責めを負わない。

3 借受者は、使用が終わり次第、速やかに、貸出時の原状に復したのち返却するものとする。また返却の際に、(介護・生活支援ロボット) 使用報告書に所定の事項を記載してプラザに提出するものとする。

(損害賠償)

第10条 借受者が、自己の責任により機器を毀損又は故障させた場合は、借受者は責任をもって弁償又は修繕を行うものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、その都度協議し定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年3月1日から施行する。